【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月22日
【事業年度】	第14期(自　2021年10月１日　至　2022年９月30日)
【会社名】	株式会社キャリア
【英訳名】	CAREER CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長　　川嶋　一郎
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区太子堂４丁目１番１号 キャロットタワー
【電話番号】	(03)6453－2717(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員　　辻村　淳
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区太子堂４丁目１番１号 キャロットタワー
【電話番号】	(03)6453－2717(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員　　辻村　淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2018年９月	2019年９月	2020年９月	2021年９月	2022年９月
売上高	(千円)	―	11,594,565	12,247,806	14,184,491	16,338,109
経常利益	(千円)	―	281,539	4,682	482,449	366,031
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	―	157,368	△39,344	68,912	195,610
包括利益	(千円)	―	166,826	△35,589	98,612	225,020
純資産額	(千円)	―	1,350,010	1,278,176	1,392,336	1,644,749
総資産額	(千円)	―	3,131,099	3,503,309	4,831,558	4,925,630
１株当たり純資産額	(円)	―	153.62	145.27	153.37	176.37
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)	(円)	―	18.62	△4.63	8.10	23.00
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	―	18.61	―	8.10	23.00
自己資本比率	(%)	―	41.7	35.3	27.0	30.5
自己資本利益率	(%)	―	12.1	△3.1	5.4	13.9
株価収益率	(倍)	―	43.36	△79.99	91.09	14.13
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	△20,331	263,502	△206,099	938,025
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	△59,654	△68,184	△58,416	△312,197
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	―	65,977	180,464	289,650	△9,803
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	―	1,211,784	1,587,566	1,612,700	2,228,724
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	― (―)	247 (73)	250 (76)	234 (80)	266 (85)

(注) １．第11期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
２．第11期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて算定しております。
３．第12期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
４．従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む。)は、(　)外数で記載しております。
５．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第14期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2018年９月	2019年９月	2020年９月	2021年９月	2022年９月
売上高	(千円)	10,094,160	10,815,486	11,013,535	12,351,247	14,004,717
経常利益	(千円)	462,685	306,309	79,338	446,866	344,355
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	294,947	174,491	39,341	△12,403	229,445
資本金	(千円)	157,290	157,310	157,590	157,590	157,590
発行済株式総数	(株)	8,621,920	8,622,080	8,624,320	8,624,320	8,624,320
純資産額	(千円)	1,375,636	1,359,445	1,362,542	1,365,686	1,620,523
総資産額	(千円)	2,521,934	3,021,373	3,386,349	4,241,088	4,573,229
１株当たり純資産額	(円)	160.35	158.25	159.15	157.69	184.67
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	6.25 (2.50)	6.25 (2.50)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)	(円)	34.60	20.65	4.63	△1.46	26.98
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	34.54	20.64	4.62	－	26.97
自己資本比率	(%)	54.3	44.5	40.0	31.6	34.3
自己資本利益率	(%)	23.7	12.9	2.9	△0.9	15.8
株価収益率	(倍)	61.19	39.11	79.99	－	12.05
配当性向	(%)	18.1	30.3	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	234,134	－	－	－	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△18,011	－	－	－	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△66,234	－	－	－	－
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,132,792	－	－	－	－
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	168 (46)	226 (71)	216 (75)	197 (74)	218 (76)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	109.2 (101.9)	29.5 (91.4)	19.6 (95.8)	38.6 (122.2)	17.3 (113.5)
最高株価	(円)	5,780 ※１ 4,065	2,146	666	1,010	775
最低株価	(円)	2,650 ※１ 1,717	515	190	320	282

(注) １．第11期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
２．第13期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
３．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む。)は、(　)外数で記載しております。
４．最高株価及び最低株価は、2022年４月３日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年４月４日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

５．第10期の株価については、当社株式分割前の最高株価及び最低株価を記載し、※１は株式分割(2018年１月１日付で普通株式１株につき２株)による権利落ち後の最高株価および最低株価を記載しております。

６．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第14期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、2009年４月に東京都新宿区において、高齢化社会型人材サービスを目的として設立されました。
当社設立以降の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2009年４月	東京都新宿区西新宿において、株式会社キャリアを設立(資本金20,000千円)
	東京本社(東京都新宿区)及び大阪支店(大阪府大阪市北区)において、関東地区及び関西地区における人材派遣業の準備開始
2009年７月	一般労働者派遣事業許可の取得
	株式会社エクスプレス・エージェントより、主にビルメンテナンス、ベッドメイキング向けのシニア人材派遣事業及び介護施設向けに看護師の人材派遣事業を譲受
2010年２月	オフィス向けシニア人材派遣を開始
2012年９月	中部地区の営業拠点として、愛知県名古屋市中区に名古屋支店を開設
2012年10月	ロジスティックス業界向けのシニア人材派遣を開始
2012年12月	プライバシーマーク認証取得
	東京都渋谷区千駄ヶ谷に本社を移転
2013年１月	九州地区の営業拠点として、福岡県福岡市中央区に福岡支店を開設
2013年３月	IS09001：2008認証取得
2013年４月	東北地区の営業拠点として、宮城県仙台市青葉区に仙台支店を開設
	中四国地区の営業拠点として、広島県広島市中区に広島支店を開設
2013年７月	東京都台東区に上野支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2013年９月	北海道地区の営業拠点として、北海道札幌市中央区に札幌支店を開設し、全国に営業エリアを拡大
2013年11月	千葉県船橋市に船橋支店を開設し、東関東地区の営業エリアを分割
2014年３月	高知県高知市に「高知事務センター」を開設
2014年５月	神奈川県横浜市神奈川区に横浜支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2014年７月	有資格シニア人材の紹介を開始
2014年８月	三重県名張市に三重支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
2014年９月	静岡県静岡市駿河区に静岡支店を開設し、中部地区の営業エリアを分割
2014年10月	介護施設向け介護士の人材派遣を開始
2014年11月	埼玉県さいたま市大宮区に大宮支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
	東京都豊島区に池袋支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2015年４月	東京都新宿区西新宿に本社を移転
2015年６月	兵庫県神戸市中央区に神戸支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
2015年９月	福岡県北九州市小倉北区に北九州支店を開設し、九州地区の営業エリアを分割
	神奈川県藤沢市に藤沢支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2016年１月	東京都立川市に立川支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2016年５月	京都府京都市中京区に京都支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
2016年６月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
	奈良県橿原市に奈良支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
2016年８月	三重県津市に三重支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
2017年１月	上野支店を東京都台東区から東京都千代田区へ移転し、秋葉原支店とする
	池袋支店を東京都豊島区南池袋から東京都豊島区池袋へ移転し、同池袋支店とする
2017年５月	岡山県岡山市北区に岡山支店を開設し、中四国地区の営業エリアを分割
2017年６月	西日本旅客鉄道株式会社との合弁会社、株式会社ＪＲ西日本キャリアを設立 (当社の持株比率49%)
2018年４月	茨城県水戸市に水戸支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
	栃木県宇都宮市に宇都宮支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2019年１月	株式交換により株式会社キューボグループの全株式を取得、それに伴い同社を含む株式会社キューボ、株式会社オプション、株式会社キャストの４社を連結子会社とする
2019年２月	香川県高松市に高松支店を開設し、四国地区の営業拠点とする
	静岡県浜松市中区に浜松支店を開設し、中部地区の営業エリアを分割
2019年８月	熊本県熊本市中央区に熊本支店を開設し、九州地区の営業エリアを分割
2020年２月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島支店を開設し、九州地区の営業エリアを分割
2020年３月	東京都足立区に訪問介護事業所を開設し、訪問介護事業の開始
2020年４月	株式会社ジョブコラボ設立
2021年３月	株式会社ウェルネスキャリアサポート設立
2021年４月	新潟県新潟市中央区に新潟支店を開設し、北陸地区の営業拠点とする
2021年８月	石川県金沢市に金沢支店を開設し、北陸地区の営業エリアを分割
	長野県松本市に松本支店を開設し、中部地区の営業エリアを分割
2021年９月	沖縄県那覇市に沖縄支店を開設し、沖縄地区の営業拠点とする
2021年12月	東京本社(本店所在地)を東京都新宿区から東京都世田谷へ移転
2022年３月	株式会社プレニチュード設立
2022年８月	愛媛県松山市に松山支店を開設し、四国地区の営業エリアを分割
2022年10月	福島県郡山市に郡山支店を開設し、東北地区の営業エリアを分割

3 【事業の内容】

当社グループは、「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」という企業理念のもと、我が国における高齢化社会の進展に伴う、労働人口の減少による人手不足の解消と、高齢者が必要とするサービスが継続的に供給される社会の実現とを課題と捉え、当社の展開する「高齢化社会型人材サービス」を通じて、その課題解決を目指しております。

当社グループが展開する「高齢化社会型人材サービス」では、アクティブシニアの雇用を創造することを目的としたシニアワーク事業と、主に介護サービスが継続的に社会に提供されるべく、それを支える人材を安定的に市場へ供給することを目的としたシニアケア事業とを行っております。

両事業の運営に当たっては、全国に営業拠点としての支店を設置し、支店から顧客に対して人材派遣、人材紹介、業務請負などの人材サービスを提供しております。2022年９月末時点における支店数はシニアワーク事業13支店、シニアケア事業29支店であり、各都道府県における支店の設置状況は以下のとおりであります。

	支店名	所在地	シニアワーク事業	シニアケア事業
1	東京本社	東京都世田谷区		
2	札幌支店	北海道札幌市中央区	○	○
3	仙台支店	宮城県仙台市青葉区	○	○
4	新潟支店	新潟県新潟市中央区	○	○
5	金沢支店	石川県金沢市		○
6	水戸支店	茨城県水戸市		○
7	宇都宮支店	栃木県宇都宮市		○
8	高崎支店	群馬県高崎市		○
9	大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区		○
10	船橋支店	千葉県船橋市	○	○
11	池袋支店	東京都豊島区	○	
12	秋葉原支店	東京都千代田区	○	
13	新宿支店	東京都新宿区	○	
14	横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区	○	○
15	松本支店	長野県松本市		○
16	静岡支店	静岡県静岡市駿河区		○
17	名古屋支店	愛知県名古屋市中区		○
18	奈良支店	奈良県橿原市		○
19	三重支店	三重県津市		○
20	京都支店	京都府京都市中京区		○
21	大阪支店	大阪府大阪市北区	○	○
22	神戸支店	兵庫県神戸市中央区	○	○
23	広島支店	広島県広島市中区		○
24	岡山支店	岡山県岡山市		○
25	福岡支店	福岡県福岡市中央区	○	○
26	高松支店	香川県高松市		○
27	浜松支店	静岡県浜松市中区	○	○
28	渋谷支店	東京都渋谷区		○
29	竹の塚支店	東京都足立区		○
30	熊本支店	熊本県熊本市中央区	○	○
31	鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市		○
32	沖縄支店	沖縄県那覇市		○
33	松山支店	愛媛県松山市		○

なお、当社グループは「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントでありますが、両事業の内容を示すと以下のとおりであります。

(1) シニアワーク事業

当社グループでは、55歳以上の働く意欲のある人を「アクティブシニア」と定義し、アクティブシニアの雇用創造を推進しております。

就労を望むシニアと、総じて若者の採用を望む企業との間に生じるミスマッチを、当社グループが解消することで、アクティブシニアの雇用を創造します。具体的には、顧客の業務フローを分析、細分化し、シニアに対応可能な業務を抽出します。抽出された業務を、若者と比較して賃金相場が抑えられたシニアが担当することで、アクティブシニアの就労意欲と顧客の経済メリットの両面を実現します。加えて、シニアの定着率の高さによる採用コストの低減、業務フロー改善による効率化などによる成果も実現しております。また、分析、改善した業務フローは、顧客の同業他社へ類似事例として展開することができるため、事例を重ねることで営業効率及び活用事例の品質が向上し、それを継続していくことで当社のノウハウを蓄積しております。

シニアワーク事業の主な区分、就労場所、業務内容は以下のとおりです。

区分	就労場所	業務内容
ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業(ピッキング仕分け、梱包等)、引越梱包・開梱の作業
有資格者紹介	建設業、一般企業等	施工管理、経理・監査等

(2) シニアケア事業

高齢者の利用する介護サービスが継続的に社会に供給されるべく、それを支える人材である看護師、介護士の人材派遣、人材紹介、訪問介護事業を行っております。

高齢化社会の進展で、介護施設数及び介護職員は年々の増加傾向にあるものの、介護職員は将来の必要数を確保するほどの増加が見込めない状況にあります(厚生労働省：「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)について」)。当社グループは、人材サービス企業として、看護師、介護士の人材派遣、人材紹介、訪問介護事業を行うことで、この労働力不足および解消に努めております。

シニアケア事業の主な就労場所と有資格者は以下のとおりです。

就労場所	主な登録有資格者
入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
在宅介護型施設	
医療機関等	
各顧客宅	

(用語)

・人材派遣

派遣会社と雇用契約を締結したスタッフが、派遣会社と労働者派遣契約を締結した派遣先企業の指揮・命令のもとで働くことをいいます。

雇用関係と指揮命令系統が分離されていることが特徴であり、派遣会社は、労働者派遣契約に基づき、派遣先企業から派遣料金を受領し、雇用契約に基づき、派遣スタッフに給与を支払います。

・人材紹介

企業の求人依頼を受け、それに該当する求職者を企業に紹介することをいいます。

人材紹介会社は紹介を受けた企業から紹介料金を受領します。

・紹介予定派遣

派遣先企業で正社員や契約社員といった直接雇用となることを前提とした派遣形態をいいます。

一定期間派遣契約で就労した後、労使間が合意すれば、派遣先に直接雇用されることとなり、ミスマッチの軽減や採用の効率化を図ることができます。

・業務請負

労働の結果としての仕事の完成を目的とし、人材派遣とは、注文主と労働者との間に指揮命令系統が生じないという点が異なります。

＜事業系統図＞

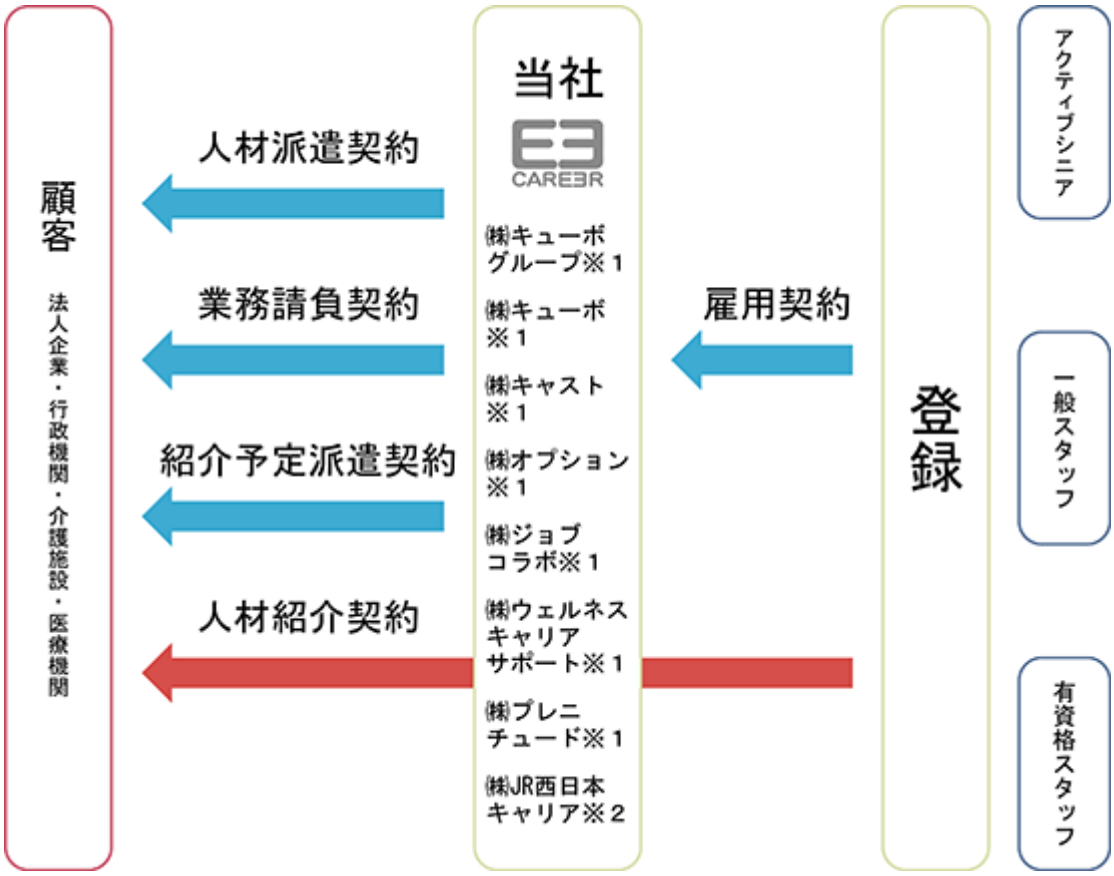

※１　連結子会社
※２　持分法適用会社

4　【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社キューボグループ	東京都世田谷区	100千円	子会社の経営管理	(所有) 100.0	役員の兼任あり 資金の貸付あり
(連結子会社) 株式会社キューボ (注)１，２	東京都渋谷区	45,000千円	人材派遣	(所有) (59.0)	役員の兼任あり 資金の貸付あり
(連結子会社) 株式会社キャスト (注)１，２	大阪府大阪市北区	45,000千円	人材派遣	(所有) (59.0)	役員の兼任なし
(連結子会社) 株式会社オプション (注)１，２	東京都渋谷区	45,000千円	人材派遣	(所有) (59.0)	役員の兼任なし
(連結子会社) 株式会社ジョブコラボ (注)１	沖縄県那覇市	57,500千円	人材派遣業、人材紹介業、各種業務請負業	(所有) 100.0	役員の兼任あり 資金の貸付あり
(連結子会社) 株式会社ウェルネスキャリアサポート (注)１，３	東京都世田谷区	30,000千円	障がい者就労支援	(所有) 100.0	役員の兼任あり 資金の貸付あり
(連結子会社) 株式会社プレニチュード	東京都世田谷区	10,000千円	HRテック事業	(所有) 80.0	役員の兼任あり 資金の貸付あり
(持分法適用会社) ㈱JR西日本キャリア	大阪府大阪市北区	49,500千円	人材派遣	(所有) 49.0	役員の兼任あり 資金の貸付あり

(注)１．特定子会社であります。
２．議決権の所有割合の（　）内は、間接所有割合で内数であります。
３．債務超過会社であり、2022年9月末時点で債務超過額は40,463千円であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、事業別に従業員数を示すと次の通りであります。

2022年９月30日現在

事業の名称	従業員数(人)
シニアワーク事業	50 (28)
シニアケア事業	205 (46)
全社(共通)	11 (11)
合計	266 (85)

(注) １．従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
２．全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。
３．前連結会計年度末に比べ従業員数が32名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2022年９月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
218 (76)	30.4	1.7	4,043

当社は、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、事業別に従業員数を示すと次の通りであります。

事業の名称	従業員数(人)
シニアワーク事業	39 (22)
シニアケア事業	168 (43)
全社(共通)	11 (11)
合計	218 (76)

(注) １．従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」という企業理念のもと、我が国における高齢化社会の進展に伴う、労働人口の減少による人手不足の解消と、高齢者が必要とするサービスが継続的に供給される社会の実現とを課題と捉え、当社の展開する「高齢化社会型人材サービス」を通じて、その課題解決を目指しております。

(2) 目標とする経営指標

高い成長性と収益性及び企業価値の向上が経営上の重点課題と認識しており、成長性については売上高対前年比率、収益性については売上高営業利益率などの経営指標を重視しております。

(3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① シニア人材における就業機会の拡大についての課題

シニアの就業機会の選択肢を増やすためには、多様で柔軟な働き方をより一層推進することが必要になります。特にシニアは体力の低下に不安を抱いている人が多いため、フレックスタイム、短時間勤務・短日数勤務、テレワークなどの選択肢をいかに増やせるかが課題と考えています。

また、シニアはご自身がこれまで培ってきたスキルやノウハウを活かせる仕事を望む人が多く、派遣先企業が求める人物像とのミスマッチが発生する懸念も強くあります。そのため、派遣先とのマッチング機能の強化やリカレント・リスキリング教育の充実などによって、ミスマッチを極小化する取組も重要な課題と認識しています。

② 業績の成長性における課題

人材採用におけるニーズにおいては、数年単位での局所的な波はあるものの、長期的には引き続き存在し続けるものと考えており、その中でもシニア就労、介護業界の人材ニーズは成長し続けるものと考えております。しかしながら、社会保険料拡大や、最低賃金の高騰など企業における人員関連費用の高騰圧力などは実感しており、過去と同じ事をしている状況では利益率を圧迫する圧力がかかり続けるという課題があると認識しております。

クライアント企業様と協力し、ご理解を頂きながら、様々な経営努力、チャレンジを行う事で利益確保を行なっていく所存でございます。

③ 事業開発における課題

人材サービスのDX化は日々進んでおり、今までの人材派遣、紹介事業のやり方を続けている限り、市場は成長したとしても、シェアの確保や生産性の部分で競争力を失う可能性があり、生産性の高い人材サービスの開発や、生産性を高める業務のDX化の推進を進めていく必要性を感じております。また、経営環境の変化に対応できるよう、人材サービス以外のシニア市場向けサービス等においても、つねにトライし続けなければいけないと考えております。

④ 経営管理体制における課題

企業規模の拡大に伴い、ガバナンスの強化について、日々の業務の中で意識せずとも自然と守られる仕組みづくりが課題と考えおります。従来の教育や指導による強化も並行しつつも、スマートな社内システムを構築することで、0にすることが難しいヒューマンエラーなどがそもそも起きない体制の構築を目指します。また、同様に生産性を高める事も課題と認識しており、システムに依存できるところはシステムに変更し、人が行うべき業務により集中できるよう、日々改善を行なってまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は、今後の経過によっては、当社グループの業績および財務状況にさらに影響を及ぼす可能性があり、引き続き注視してまいります。

(1) 事業の許認可と法的規制について

① 人材派遣事業

当社グループは、労働者派遣法その他関連法令に従い、厚生労働大臣の許可を受け、人材派遣事業を行っております。現時点において、当社グループは、労働者派遣法等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により、当社グループ並びにその役職員が法令に抵触した場合には、許可の取り消し又は業務の停止等の処分を受ける可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、労働者派遣法その他関連法令については、経済環境・社会環境の変化に応じて改正される可能性が高く、改正内容によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループの場合は、シニア人材に特化していることから、わが国の労働力不足や財政の逼迫によるシニア人材活用の必要性から改正によるリスクは競合他社と比較して小さいと思われるものの、労働者派遣法その他関連法令の改正内容によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材紹介事業

当社グループは、職業安定法その他関連法令に従い、厚生労働大臣の許可を受け、人材紹介事業を行っております。現時点において、当社グループは、職業安定法等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により、当社グループ並びにその役職員が法令に抵触した場合には、許可の取り消し又は業務の停止等の処分を受ける可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

会社名	許認可の名称	監督官庁	許可番号	取得年月日	有効期限
株式会社キャリア	一般労働者派遣事業	厚生労働省	派13-304437	2009年７月１日	2027年６月30日
	有料職業紹介事業	厚生労働省	13-ユ-304348	2009年11月１日	2027年10月31日

③ その他

当社グループは、看護師や介護士をはじめとした有資格者を対象とした人材派遣、人材紹介を行っているため、今後これらの資格を規定する社会福祉士及び介護福祉士法や保健師助産師看護師法等が改定された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 社会保険料の負担について

当社グループは、加入要件を満たす派遣スタッフの社会保険への加入を徹底しております。社会保険料の保険料率や対象範囲は、社会的情勢によって改正されていることから、社会保険料の会社負担金額が上昇した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) スタッフの確保について

当社グループは、シニア人材及び介護施設等に向けた人材サービスに特化した事業を行っております。シニアスタッフの個々のライフスタイルを尊重し、適切な職場を提供するために、スタッフにアンケート、ヒアリング、カウンセリングなどを行なっております。これによりスタッフの意向や希望を的確に把握し、スタッフの多様なニーズに対応することで、効率的なスタッフ登録とマッチングを推進しております。これらの取り組みと的確なスキルマッチングにより就業機会の創出を行うことで、当社グループのブランド力の向上を図っておりますが、競合他社と比較して当社グループの信用力、ブランド力が低下した場合、優良なシニアスタッフ及び看護師、介護士等のスタッフ確保が困難若しくは非効率となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競争の激化について

人材サービス業界は、比較的少額の資本からでも参入が容易なため、多数の競合他社が存在しております。当社グループといたしましては、設立以来、シニア人材に特化した人材サービスを行っており、競合他社よりも優位となりうる実績とノウハウを有していると考えておりますが、多くの競合他社が当社グループの事業分野に参入した場合、価格競争激化による収益性の悪化など、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) コンプライアンスについて

当社グループは、業務に従事する者(派遣社員及び業務委託先の従業員を含む)が法令や社内規程を遵守するよう、コンプライアンス規程を制定し、教育・研修などを通じた啓発活動を行うことにより従業員等のコンプライアンス意識を高めるとともに、内部通報窓口の設置やコンプライアンス委員会の開催によりコンプライアンス違反の把握と未然防止に努めております。

しかし、万が一重大なコンプライアンス違反が発生した場合、顧客等からの信頼を著しく損ね、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報の取扱いについて

当社グループが保有する登録スタッフなどの個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に従い、当社グループ業務管理システムにて管理しております。また、当社グループはプライバシーマーク認証、JISQ27001：2014(ISO/IEC27001:2013)認証を取得しており、これらに従い情報漏洩の防止を徹底しております。しかしながら、不測の事態により、個人情報が外部に漏えいし、情報主体者に被害が発生した場合には、損害賠償及び社会的信用の失墜などにより、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害及びシステム障害について

当社グループは、全国に営業拠点を有しており、地震、津波、台風などの自然災害に対して迅速かつ的確な対応を行ってまいりますが、想定外の大規模災害が起きた場合、一定の事業運営が困難になる可能性があります。

また、人材サービスの事業の性質上、多数のスタッフや顧客企業と提携しており、スタッフの安否確認や契約内容の調整等、多大な業務負荷を要することから当社グループの事業運営に影響を与えるとともに、財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに当社グループは、事業活動をコンピュータシステムやネットワークに大きく依存しており、当社グループの業務管理システム内に、登録スタッフの個人情報や顧客企業の基本情報等を大量に保有しております。このため、システムのセキュリティやバックアップ体制の強化等、不測の事態に備えて対策を講じておりますが、これらの対策にも関わらず人為的ミスや自然災害などにより業務管理システム等に障害が発生した場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。またそれが長期化した場合には、スタッフに対する勤怠管理、給与の支払、顧客に対する代金の請求、与信管理の業務等に支障を来し、当社グループの提供するサービスの信頼性の低下や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 内部管理体制について

当社は、2009年４月に設立し、今後の事業展開や成長を支えるためにも内部管理体制のより一層の充実を図っていく予定であります。

今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針ではありますが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、事業展開に影響が出るなどして、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材サービス業界の動向について

当社グループが属する人材サービス業界は、社会情勢、景気動向や雇用情勢等の影響を受けやすいものであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に市場環境の悪化ならびに既存顧客の人材需要の減退が発生しております。現状、社会情勢については回復基調ではあるものの、今後さらに景気後退した場合には、顧客との労働者派遣契約数の急激な減少や人材紹介の需要減など、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新規事業進出について

当社グループでは、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針であります。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の期間を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当社グループの目論見どおりに推移せず、新規事業への投資に対し、十分な回収を行うことができなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟について

現時点で、当社グループは損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。当社グループは法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他の第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めております。しかしながら、当社グループの登録スタッフによる派遣先等でのトラブルが発生した場合や、取引先等との関係に何かしらの問題が生じた場合には、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの社会的信用、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 大株主について

当社の創業者である川嶋一郎は当社の代表取締役会長兼社長であるため、当社といたしましても安定株主であると認識しておりますが、本書提出日現在、当社発行済株式総数の50.21%を保有しており、将来的に同氏により当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格や流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) ＢＨ株式会社が出資する企業との関係について

当社の代表取締役会長兼社長である川嶋一郎が代表取締役を務めるＢＨ株式会社は、創業支援やスタートアップ投資を目的とした経営コンサルティング事業を行っており、人材サービスに関わる出資先として下表の会社に出資しております。

会社名	事業内容	ＢＨ株式会社/ 川嶋一郎の出資比率
株式会社アズスタッフ	ドライバー、保育士を主とした人材派遣	91.1%
WML,.ltd	米国における人材紹介	35.2%

当社グループは、ＢＨ株式会社が出資する会社との間で取引関係はなく、人的な交流も行われておりません。ＢＨ株式会社の運営方針は、原則として、創業時若しくはスタートアップ期の企業に対し資金提供を行い、企業の成長に応じて段階的な株式譲渡により資金回収を行い、同時に持株比率を低下させるものとしております。そのため、出資先各社の経営は経営陣に一任し、経営判断及び事業展開には一切関与せず、人材サービスを営む会社の役員の兼務や、出資先各社間の交流、関係強化は行わない方針であります。当社グループとしましては、コーポレート・ガバナンスの強化の一環で、ＢＨ株式会社及び同氏による事業調整の可能性を排除することを目的に、当グループ社及びＢＨ株式会社並びに同氏との間で、ＢＨ株式会社及び同氏が今後新たに当社グループと競合する事業を行う企業への出資を事前に防止するための協定書を三者間で締結し、当社グループ事業に毀損が生じないよう管理しております。なお、出資前に、同氏は当社取締役会にて当該出資予定先の事業内容の説明を行い、同氏を除く取締役会参加者が競合の有無について協議の上、その結果を同氏へ伝えることとしております。

川嶋一郎は当社の筆頭株主であり、ＢＨ株式会社を通じ様々な会社への出資も継続することとなりますが、当社は独立性の高い社外役員を選任し透明性の高いガバナンス体制を構築しているほか、ＢＨ株式会社との人的・資本的関係を有していないことから、事業展開にあたっては、独自に意思決定し実行してまいります。ただし、川嶋一郎及びＢＨ株式会社の各社に対する出資や経営の方針等に変更が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(14) 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社グループの事業は人材派遣業が主力となり、売上高は派遣先企業との労働者派遣契約に基づく派遣料金、その原価の大部分は派遣労働者に関連する給与ならびに法定福利費となります。当連結会計年度末現在において、新型コロナウイルス感染症の影響は、派遣先企業の派遣労働者の受け入れ枠の減少ならびに既存の派遣労働者のシフト減等が発生しており、派遣労働者の稼働時間減少に伴う売上高の減少ならびに有給休暇取得の増加などによる原価率の上昇が発生いたしました。

今後、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大感染が発生し、国内外の情勢ならびに雇用環境の悪化が発生した場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績等の概要

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況がワクチン接種の普及拡大及び各種政策等の効果により、持ち直しの動きが継続して見られるようになりました。しかしながら、感染力の強い新たな変異株による感染拡大の影響や、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源及びエネルギー価格の高騰等による物価高、世界的な金融の引き締め等を背景とした円安の進行等から、国内景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

人材サービス業界を取り巻く環境におきましては、厚生労働省が発表した2022年９月の有効求人倍率が1.34倍と低水準の状態に加え、総務省統計局が発表した2022年９月の完全失業率の指数は2.6%と低水準に留まる等、人材需要は回復しつつも依然として新型コロナウイルス感染症の影響が継続しております。

このような経済状況のもと、当社グループの運営する「高齢化社会型人材サービス」の環境は、内閣府の2022年版高齢社会白書によりますと、当社グループで定義しておりますアクティブシニア(55歳以上の働く意欲のある人)の労働力人口は、2021年度の推計で2,134万人(前年対比0.4%増)、総労働力人口の30.9%を占めております。アクティブシニアの労働力人口は年々増加傾向にあり、当社グループの事業領域も拡大していくことが見込まれます。

このような経営環境の中、当社は継続的な企業価値の向上を実現すべく、既存事業の継続成長及び中長期での業績向上を目的とした新たな取り組みを実施してまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は前年同期比2,153,618千円(15.2%)増収の16,338,109千円、営業利益は、125,507千円減益の356,181千円、経常利益は、116,417千円減益の366,031千円となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比126,698千円増益の195,610千円となりました。

なお、当社グループは「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントでありますが、事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

① シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との２つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることもあり、シニアワーク事業内における販売費及び一般管理費を圧縮し、利益率の改善に努めました。新型コロナウイルス感染症の影響も勘案し、引き続き取扱い職種の開拓及び新たな働き方の提案が課題であると認識しており、シニア活用コンサルタントの採用育成の強化を図って参りました。

この結果、シニアワーク事業の売上高は4,390,841千円(前年同期比12.5%増)となりました。

② シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。本事業においては、人手不足に悩む全国の介護施設への人材供給を行うべく積極的な支店開設を基本方針としており、この方針に則り、2022年８月に松山支店を開設するとともに、既存支店においては、業績拡大を目的に、既存支店の中での担当地域の細分化による営業活動の深堀、自社求人サイト内のコンテンツを拡充させるとともに、登録スタッフ増加のための広告宣伝の強化、従業員採用の強化を図って参りました。2022年３月には、HRテック事業を展開する子会社を設立いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の為の看護師の派遣案件を受注するなど柔軟に対応して参りました。

この結果、シニアケア事業の売上高は11,947,268千円(前年同期比16.2%増)となりました。

(2) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、現金及び預金が増加したものの、売掛金が減少したことなどにより、前連結会計年度末と比較して94,072千円増加し、4,925,630千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、未払費用などが増加したものの、未払法人税等、賞与引当金、流動負債のその他などが減少したことにより、前連結会計年度末と比較して158,340千円減少し、3,280,881千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上などにより、前連結会計年度末と比較して252,412千円増加し、1,644,749千円となりました。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の27.0%から30.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ616,024千円増加し、2,228,724千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は938,025千円(前年同期は206,099千円の支出)となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益362,851千円の計上、減価償却費51,381千円の計上、売上債権の減少645,875千円、未払費用の増加69,788千円、未払消費税等の増加15,295千円が生じた一方で、法人税等の支払額296,091千円が生じたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は312,197千円(前年同期は58,416千円の支出)となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出が213,806千円、無形固定資産の取得による支出が22,545千円、差入保証金の回収による収入が2,772千円、差入保証金の差入による支出が70,786千円が生じたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は9,803千円(前年同期は289,650千円の収入)となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出11,796千円があった一方で、非支配株主からの払込みによる収入2,000千円が生じたことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、高齢化社会型人材サービスを営んでおり、提供するサービスの関係上、受注状況の記載になじまないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業別に示しますと、次のとおりであります。

事業の名称	当連結会計年度 (自　2021年10月１日 至　2022年９月30日)	前年同期比(%)
シニアワーク事業　(千円)	4,390,841	12.5
シニアケア事業　(千円)	11,947,268	16.2
合計(千円)	16,338,109	15.2

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1)連結財務諸表　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴い、実際の結果と異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

（固定資産の減損）

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループにつき、将来の収益性が著しく低下した場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。固定資産における回収可能価額の評価の前提条件は、決算時点で入手可能な情報に基づき合理的に判断していますが、これらの前提条件は長期的な見積りに基づくため、将来の経営環境の変化による収益性の変動や市況の変動により、回収可能性を著しく低下させる変化が見込まれた場合、減損損失の計上が必要となる場合があります。

減損損失の詳細については、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等（１）連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係）」に記載のとおりです。

（繰延税金資産）

当社グループは、将来の課税所得や実現可能性の高いタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。業績の変動等により、将来の課税所得やタックス・プランニングに変更が生じた場合は、繰延税金資産が増加または減少する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りにつきましては、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1)連結財務諸表　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（追加情報）」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当社グループの当連結会計年度における財務状態の分析につきましては、「第２　事業の状況　３．経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(2) 財政状態」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ2,153,618千円増加し、16,338,109千円(前年同期比15.2%増)と増収になりました。これはシニアケア事業における新型コロナウイルスのワクチン接種関連の受注増加などによるものであります。

(売上総利益)
当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度に比べ381,834千円増加し、3,633,314千円(前年同期比11.7%増)と増益となりました。

(販売費及び一般管理費)
当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ507,341千円増加し、3,277,132千円(前年同期比18.3%増)に増加いたしました。これは主に、事業規模の拡大に伴う人件費の増加及び派遣スタッフの募集の効率化を目的としたサイト構築によるものであります。

(営業利益)
当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ125,507千円減少し、356,181千円(前年同期比26.1%減)と減益となりました。

(経常利益)
当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ116,417千円減少し、366,031千円(前年同期比24.1%減)と減益となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損益)
当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ126,698千円増加し、195,610千円(前年同期比183.9%増)と増益となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析
当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析につきましては、「第２　事業の状況　３．経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性
当社グループの資金需要のうち主なものは、派遣スタッフの人件費のほか販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。営業費用の主なものは、給与、宣伝広告費、地代家賃等であります。
また、今後の更なる成長の為に、新規出店の加速、設備投資、M&A等に取り組む方針です。これらの資金需要は自己資金により充当する事が基本方針でありますが、必要に応じて金融機関からの借入を実施いたします。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について
当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第２　事業の状況　２．事業等のリスク」に記載のとおり、事業の許認可と法的規制、社会保険料の負担、自然災害及びシステム障害、新型コロナウイルス感染症等、様々なものがあると認識しております。そのため、当社は常に市場動向、政府の政策に留意しつつ、優秀な人材を確保、内部管理体制を強化し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を低減し、適切に対応を行ってまいります。

(7) 戦略的現状と見通し
当社グループは、「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」という企業理念のもと、高齢化社会型人材サービスとして、アクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行うシニアワーク事業と、主に介護施設向けの看護師等の有資格者の人材派遣、人材紹介を行うシニアケア事業に区分し、社会的な追い風を受けつつ急成長を果たしております。
シニアワーク事業については、シニア活用コンサルタントにより、さらなるアクティブシニアの就業機会の創造と有資格者のアクティブシニアの経験とノウハウを活用した人材紹介を推進することで成長を継続いたします。シニアケア事業は、需要の大きい看護師資格保有者の人材派遣及び人材紹介を継続して行うことで成長を維持しつつ、全国規模で介護施設のクライアントを開拓し、さらに市場規模が大きいと考えている介護士の人材派遣及び紹介による成長を目指します。

(8) 経営者の問題意識と今後の方針について
当社グループの高齢化社会型人材サービスは、今後も成長が見込まれますが、当社が今後も持続的に成長するためには、経営陣となるべき人材の確保、経営管理体制やコーポレート・ガバナンス体制、コンプライアンス体制の構築が最も重要な問題であると認識しています。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率、ガバナンスの強化を目的としたシステム投資、派遣スタッフの集客の効率化を目的としたサイト構築を中心に総額236,351千円を実施しております。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。なお、当社は高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

２ 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年９月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエア	合計	
本社 (東京都世田谷区)	本社設備	21,349	1,357	45,147	67,853	20
大阪支店 (大阪府大阪市北区)	営業所設備	4,900	274	―	5,174	33
福岡支店 (福岡県福岡市博多区)	営業所設備	992	0	―	992	13
札幌支店 (北海道札幌市中央区)	営業所設備	6,570	0	―	6,570	6
名古屋支店他27支店 (愛知県名古屋市中区他)	営業所設備	36,789	1,172	―	37,961	137

(注) 現在休止中の主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2022年９月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	車両運搬具	ソフトウエア	合計	
株式会社 キューボ	本社及び渋谷支店 (東京都渋谷区)	本社及び営業所設備	4,033	28	―	5,974	10,035	19
	札幌支店他３支店 (北海道札幌市中央区)	営業所設備	―	―	0	―	0	10
株式会社 ウェルネス キャリアサポート	本社 (東京都世田谷区)	本社設備	―	―	―	375	375	2
	ウェルネスMiraiFarm (東京都墨田区)	営業所設備	143,507	97,700	―	―	241,207	1

(注) 現在休止中の主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年12月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,624,320	8,624,320	東京証券取引所 (グロース市場)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	8,624,320	8,624,320	―	―

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2022年12月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第３回新株予約権

決議年月日	2014年９月16日　臨時取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員　34
新株予約権の数(個)※	32
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	1,280(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	250
新株予約権の行使期間　※	自　2016年９月17日 至　2024年９月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　250 資本組入額　125
新株予約権の行使の条件　※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡、質入れその他の一切の処分ができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注) 4

※　当事業年度の末日(2022年９月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1．当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 ×株式分割(又は株式併合)の比率

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2．次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、行使価額は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(ii)当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は開始日の属する月の前月末日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、自己株式の処分を行う場合には、上記算式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとする。

3．新株予約権の行使の条件

当社又は当社関係会社の取締役若しくは、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、本新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。

４．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)１．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)２．で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ii) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で募集新株予約権を取得することができる。

５．2017年１月26日開催の取締役会決議により、2017年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を、また2017年11月22日開催の取締役会決議により、2018年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第４回新株予約権

決議年月日	2018年３月15日　取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員　58
新株予約権の数(個)※	31
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	3,100(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,910
新株予約権の行使期間　※	自　2020年３月31日 至　2027年３月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　3,910 資本組入額　1,955
新株予約権の行使の条件　※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡、質入れその他の一切の処分ができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注) 4

※　当事業年度の末日(2022年９月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) １．新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 ×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(注) ２．割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(１)又は(２)を行う場合は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数はこれを切り上げる。

(1) 株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) ３．本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査等委員の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

(2) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) ４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりです。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき、合理的な調整がなされた数とする。
なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(３)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により新株を発行する場合における資本組入額」に準ずる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会議決が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第４項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第７回新株予約権

決議年月日	2020年12月25日　取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　３
新株予約権の数(個)※	2,155
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式　215,500　　(注)１
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	363
新株予約権の行使期間　※	自　2023年12月１日 至　2030年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　363 資本組入額　182　(注)４
新株予約権の行使の条件　※	(注)３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)６

※　当事業年度の末日(2022年９月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)１．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(注)２．割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(1)又は(2)を行う場合は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数はこれを切り上げる。

(1) 株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合（合併により当社が消滅する場合を除く。）、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) ３．新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

(2) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) ４．新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) ５．新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(注) ６．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の数(個)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)２で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により新株を発行する場合における資本組入額」に準ずる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第８回新株予約権

決議年月日	2020年12月25日　取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　３
新株予約権の数(個)※	2,155
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式　215,500　　(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	363
新株予約権の行使期間　※	自　2024年12月１日 至　2030年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格　363 資本組入額　182　(注) 4
新株予約権の行使の条件　※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注) 6

※　当事業年度の末日(2022年９月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) １．新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 ×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(注) ２．割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(1)又は(2)を行う場合は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数はこれを切り上げる。

(1) 株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合（合併により当社が消滅する場合を除く。）、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) ３．新株予約権の行使条件

(1) 2021年９月期 から2023年９月期の有価証券報告書に記載された当社グループの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における合計の営業利益が下記に掲げる各金額以上となった場合に限り、行使することができる。行使可能な本新株予約権の個数は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する本新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。

営業利益が426百万円未満の場合：行使できないものとする

営業利益が426百万円以上568百万円未満の場合：割当個数の60%

営業利益が568百万円以上710百万円未満の場合：割当個数の80%

営業利益が710百万円以上の場合：割当個数の100%

(2) 上記(1)の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で認めた場合はこの限りではないものとする。

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) ４．新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) ５．新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（注）６．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の数(個)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)２で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により新株を発行する場合における資本組入額」に準ずる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件
上記(注)３に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年１月１日(注１)	4,301,040	8,602,080	―	154,810	―	134,810
2017年10月１日～2018年９月30日(注２)	19,840	8,621,920	2,480	157,290	2,480	137,290
2018年10月１日～2019年９月30日(注２)	160	8,622,080	20	157,310	20	137,310
2019年10月１日～2020年９月30日(注２)	2,240	8,624,320	280	157,590	280	137,590

(注) １．株式分割(１：２)によるものであります。
２．新株予約権の権利行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2022年９月30日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	1	21	22	17	20	4,579	4,660	―
所有株式数(単元)	―	220	4,433	2,045	1,980	179	77,346	86,203	4,020
所有株式数の割合(%)	―	0.26	5.14	2.37	2.30	0.21	89.72	100.00	―

(注) 自己株式118,600株は、「個人その他」に1,186単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
川嶋　一郎	東京都新宿区	4,270,520	50.21
内木　真哉	東京都渋谷区	117,000	1.38
楽天証券株式会社	東京都港区南青山２丁目６番21号	115,800	1.36
株式会社SBI証券	東京都港区六本木１丁目６番１号	93,050	1.09
株式会社オープンループ	北海道札幌市中央区北一条西３丁目２番地井門札幌ビル９階	92,600	1.09
竹上　雅彦	神奈川県川崎市宮前区	77,400	0.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内２丁目７－１　決済事業部)	73,700	0.87
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋２丁目４－２	69,800	0.82
JP JPMSE LUX RE NOMURA INTPLC 1 EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB (東京都千代田区丸の内２丁目７－１　決済事業部)	63,700	0.75
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂１丁目２番３号	62,000	0.73
計	―	5,035,570	59.20

(注) 上記のほか当社所有の自己株式118,600株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 118,600	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,501,700	85,017	―
単元未満株式	普通株式 4,020	―	―
発行済株式総数	8,624,320	―	―
総株主の議決権	―	85,017	―

② 【自己株式等】

2022年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キャリア	東京都世田谷区太子堂 ４丁目１番１号 キャロットタワー	118,600	―	118,600	1.38
計	―	118,600	―	118,600	1.38

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区　分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
保有自己株式数	118,600	―	118,600	―

(注)　提出日現在の保有自己株式数には、2022年12月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は、含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元と長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は、「当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨定款に定めております。

当連結会計年度の配当は、更なる成長力強化のために必要となる投資、手元資金の状況を勘案し、無配としました。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示(タイムリーディスクロージャー)を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員である取締役を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。この移行の目的は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員である取締役を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図り、更なる企業価値向上を目指したものです。

当社のガバナンス体制につきましては株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人、内部監査室で構成されております。当該体制は、当社の事業規模等を勘案し採用しているもので、それぞれの役割を果たすことで、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するものと考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。

＜取締役会＞

当社の取締役会は、取締役６名(うち社外取締役３名)で構成されており、月１回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査等委員である取締役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として、取締役及び監査等委員である取締役の指名、取締役の報酬に関する意思決定等に独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置いたしております。

＜監査等委員会＞

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役３名(うち社外取締役２名)で構成されており、月１回の定時監査等委員会を開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

＜本社会議＞

当社の本社会議は、常勤取締役(監査等委員である者を除く。)、常勤監査等委員、グループマネジャーで構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、業務執行に係る重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

＜会計監査人＞

当社は、会計監査につきましては、かがやき監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの概略図は以下のとおりです。

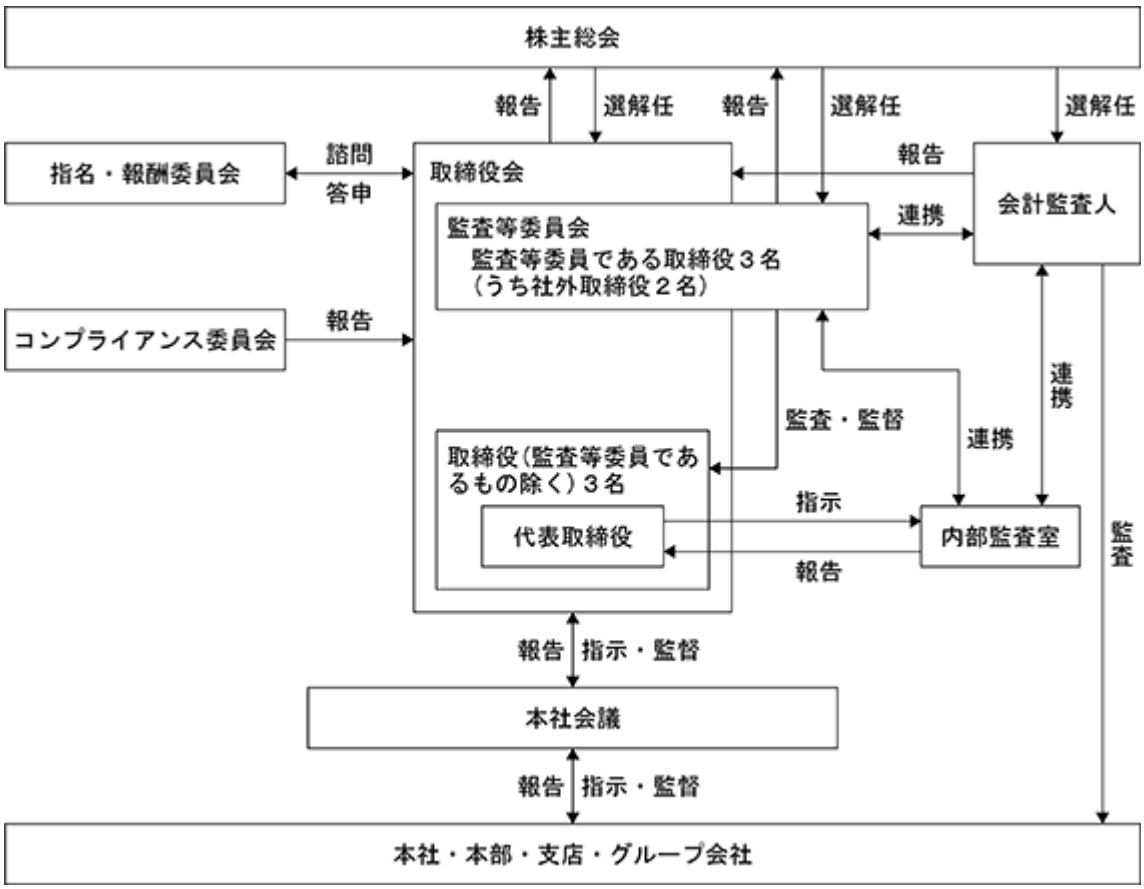

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社では、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り業務の適正を確保するための体制を整備、運用しております。

１．当社の取締役及び使用人及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)は、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

(2) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。

(3) 人事・総務グループをコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(4) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないとする内部通報規程を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。

(5) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。

(6) 監査等委員である取締役は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査等委員である取締役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。

(2) 取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(2) 「リスク管理規程」を定めてリスク管理委員会を設置し、原則として年１回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(3) 危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

(4) 監査等委員である取締役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

(5) 取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(6) 取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、当社グループ全体での再発防止策の展開等の活動を推進する。

4．当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(2) 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

5．当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社子会社の業務執行の状況については、定期的に取締役会において報告されるものとする。

(2) 当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は取締役会の承認を義務付けるものとする。

(3) 内部監査室は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役に報告するものとする。

6．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、「関係会社管理規程」により子会社に対する管理基準等を定めるものとする。

(2) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理グループはその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

(3) 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

7．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の当社の取締役(監査等委員である者を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人においてこれを補助する。

(2) 監査等委員会を補助する使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役(監査等委員である者を除く。)及び上長などの指揮命令を受けないものとする。

(3) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

８．当社の取締役(監査等委員である者を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

(1) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか本社会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

(2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員である取締役に報告する。

(3) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、監査等委員である取締役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

９．当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

10. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。

(2) 監査等委員である取締役は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(3) 監査等委員である取締役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(4) 監査等委員である取締役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。

(2) 当社は、反社会的勢力に対して、コーポレートディビジョンマネジャー若しくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

12. 財務報告に係る内部統制

(1) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査等委員会、取締役会に報告する。

(2) 監査等委員である取締役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

13. ＩＴへの対応

(1) 経営者は、中長期的な展望でＩＴへの取り組みを検討するよう努める。ＩＴの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。

(2) 業界や取引先のＩＴへの対応状況を認識し、財務報告に係る、内部統制の整備方針を決定する。

(3) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。

(4) 経営者は、ＩＴに係る全般統制及びＩＴに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。

② リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一リスクが顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年１回定期的に開催し、リスク管理システムの整備・運用に関する報告、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び監査等委員である取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、社外取締役及び監査等委員である取締役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。これは、社外取締役及び監査等委員である取締役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。また、当社は取締役会の任意の諮問機関として、取締役及び監査等委員である取締役の指名、取締役の報酬に関する意思決定等に独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置いたしております。

④　取締役の定数

当社の取締役は、３名以上とする旨を定款に定めております。

⑤　取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、総株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を所有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑥　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦　中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年３月31日を基準日として、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。

⑧　剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行う事を目的とするものであります。

⑨　役員等賠償責任保険契約

当社は、すべての取締役を被保険者とした、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2023年６月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を塡補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、塡補の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名　女性－名　(役員のうち女性の比率－%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長兼社長	川嶋　一郎	1978年７月12日生	2001年２月 2007年10月 2008年５月 2009年３月 2009年４月 2009年12月 2011年８月 2011年10月 2011年12月 2011年12月 2012年10月 2013年９月 2018年10月 2018年12月 2019年３月 2019年４月	株式会社ザッパラス入社 BH株式会社設立　代表取締役就任(現任) 株式会社PINK設立　代表取締役就任 株式会社POINTDAKARA　代表取締役就任 当社設立　代表取締役就任 株式会社POINTDAKARA　取締役就任(現任) 株式会社アズスタッフ設立　取締役就任 当社代表取締役会長就任 プラスハチイチ株式会社　代表取締役就任 株式会社アプリプラス設立　取締役就任 株式会社BUY THE WAY設立　取締役就任 当社取締役会長就任 当社代表取締役会長 当社代表取締役会長兼社長(現任) 株式会社キューボグループ　代表取締役就任(現任) 株式会社ＪＲ西日本キャリア　代表取締役就任(現任)	(注)３	4,270,520

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	海老澤　篤	1974年５月９日生	1994年10月 2000年１月 2007年10月 2009年６月 2013年８月 2017年１月 2017年４月 2018年４月 2018年12月 2020年４月 2020年４月 2020年12月 2021年３月	株式会社フルキャスト　入社 株式会社フルキャストHR総研（旧株式会社フルキャストオフィスサポート）へ転籍 株式会社フルキャストHR総研（旧株式会社フルキャストオフィスサポート）執行役員事業本部長　就任 りらいあコミュニケーションズ株式会社（旧株式会社もしもしホットライン）　入社 株式会社ワールドインテック　入社 株式会社アウトソーシング　入社 株式会社アウトソーシングトータルサポート　代表取締役　就任 株式会社アウトソーシングコミュニケーションズ　取締役　就任 株式会社アウトソーシングプラチナ取締役　就任 当社執行役員シニアワークディビジョンマネジャー　就任 株式会社ジョブコラボ　取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任) 株式会社ウェルネスキャリアサポート　代表取締役就任(現任)	(注)３	―
取締役	谷間　真	1971年10月６日生	1997年１月 1999年５月 2002年７月 2002年８月 2004年10月 2004年11月 2005年７月 2007年４月 2012年２月 2013年３月 2013年10月 2014年５月 2014年７月 2015年12月 2015年12月 2016年７月 2017年３月 2017年７月 2018年１月 2018年６月 2018年８月 2019年12月 2020年７月 2021年10月 2022年１月	公認会計士谷間真事務所開業 株式会社ディー・ブレイン関西　代表取締役就任 株式会社ザッパラス　監査役就任 株式会社プロ・クエスト　代表取締役就任 株式会社バルニバービ　取締役就任 株式会社関門海　取締役就任 株式会社ザッパラス　取締役就任 株式会社関門海　代表取締役就任 株式会社T-REVIVEコンサルティング代表取締役就任(現任) 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー　代表取締役就任(現任) 当社　社外監査役就任 株式会社アクリート　取締役就任 株式会社ザッパラス　監査役就任 当社　社外取締役就任(現任) 株式会社日本医療機器開発機構　社外監査役就任(現任) メディカルフィットネスラボラトリー株式会社(現 ＣＡＰＳ株式会社)　社外監査役就任 株式会社FREEMIND　社外取締役(現任) 株式会社ザッパラス　社外取締役 監査等委員(現任) シンフォニーマーケティング株式会社　取締役就任(現任) 株式会社ココカラファイン(現 株式会社ココカラファイングループ)　社外取締役就任(現任) メディカルフィットネスラボラトリー株式会社(現 ＣＡＰＳ株式会社)　社外取締役就任(現任) 株式会社ミライロ　社外取締役就任(現任) monoAI technology株式会社　社外取締役就任(現任) 株式会社マツキヨココカラ＆カンパニー　社外取締役就任(現任) 株式会社MOGU　社外取締役就任(現任)	(注)３	―

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	吉村　精治	1952年４月16日生	1976年６月 2009年４月 2011年４月 2011年８月 2014年１月 2019年12月	株式会社三越(現株式会社三越伊勢丹)入社 レオドール商事株式会社　取締役就任 株式会社ヴィジョン・エイ　取締役就任 当社入社 当社監査役就任 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)４	―
取締役 (監査等委員)	竹澤　大格	1968年１月29日生	1993年４月 1997年９月 1998年４月 2014年12月 2016年３月 2019年12月	弁護士登録、松嶋・寺澤法律事務所入所 ウィットマン・ブリード・アボット・モルガン法律事務所(米国ニューヨーク州ニューヨーク市)入所 ニューヨーク州弁護士登録 汐留総合法律事務所開設 同事務所所長就任(現任) 当社社外取締役就任 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)４	―
取締役 (監査等委員)	山本　和成	1973年１月３日生	2002年10月 2003年６月 2007年10月 2010年４月 2013年８月 2019年12月	新日本監査法人(現　EY新日本有限責任監査法人)入社 監査法人再編に伴い、あずさ監査法人(現　有限責任あずさ監査法人)へ異動 ブリッジ税理士法人・ブリッジ共同公認会計士事務所入所 ブリッジ税理士法人　パートナー就任 山本和成公認会計士・税理士事務所開設 同事務所所長就任(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)４	―
計						4,270,520

(注) １．取締役谷間 真、竹澤 大格、山本 和成は、社外取締役であります。
２．当社の監査等委員については次のとおりであります。
委員　吉村 精治、竹澤 大格、山本 和成
なお、吉村 精治は監査等委員会委員長であります。監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役からの情報収集及び内部監査室と監査等委員会との連携を図るため監査等委員長に選定しております。
３．2022年12月22日開催の定時株主総会終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
４．2021年12月23日開催の定時株主総会終結の時から、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

谷間 真氏は、企業経営者として企業経営の卓越した経験と見識を備えており、会計の専門家として、公正かつ客観的な立場から経営に関する適切な意見を述べており、当社の社外取締役として適任と判断しております。同氏は、株式会社T-REVIVEコンサルティング及び株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリーの代表取締役を、株式会社アクリート、株式会社FREEMIND、株式会社レアル、シンフォニーマーケティング株式会社、株式会社マツキヨココカラ＆カンパニー及びメディカルフィットネスラボラトリー株式会社(現 CAPS株式会社)の取締役を、株式会社大都及び株式会社日本医療機器開発機構の監査役を、株式会社ザッパラスの社外取締役監査等委員を兼務しております。当社と同氏の兼務先との間に重要な取引及びその他の関係はありません。同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。

竹澤大格氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高度な知見を有しているため、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献いただきたいため社外取締役といたしました。当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員として適任であると判断し、指定しております。

山本和成氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地から企業会計、企業税務に関する高度な知見を有しているため、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献いただきたいため社外取締役といたしました。当社と山本和成氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員として適任であると判断し、指定しております。

社外取締役及び社外監査等委員は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議体に出席し、豊富な経験と幅広い知見から取締役会等の意思決定における適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

当社は、社外取締役及び社外監査等委員と会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査等委員を選任するための独立性に関する基準又は、方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを前提に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への参加を通じ、監査等委員監査及び会計監査人による監査結果、内部統制に係る評価結果及び内部統制システムの運用状況等の報告を受け、その独立した立場から適宜助言を行うことで適切に監督しております。

社外監査等委員は、監査等委員会において各監査等委員の監査結果報告や内部監査に関する情報交換を行っております。また、内部統制部門担当者と密に連携を取り、内部監査の実施状況の報告を受けるほか、監査上の課題や問題点の有無について適宜意見交換を行うことで、監査機能の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

当社は、2019年12月24日開催の第11期定時株主総会における決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行(以下、本移行）しております。監査等委員会は監査等委員３名(うち社外監査等委員２名)によって構成されております。監査等委員会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。

監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会ほか社内の重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

内部監査、監査等委員監査及び会計監査人との連携状況や内部統制部門との関係につきましては、取締役会等において、必要に応じて適宜報告を受け、意見交換を行っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	開催回数	出席回数
監査等委員(常勤) 監査等委員長	吉村 精治	13	13
監査等委員(社外)	竹澤 大格	13	13
監査等委員(社外)	山本 和成	13	13

監査等委員会における主な検討事項は、事業年度の監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人の報酬等の決定に関する同意及び会計監査人の選任・解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容の決定等です。

また、常勤の監査等委員の活動は、当連結会計年度において開催された取締役会12回全て（取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が８回ありました。）、監査等委員会13回全てに出席し、議案の審議に必要な質問と、当社常勤監査役として培った経験に基づく適切な発言を行いました。なお、当社の常勤監査等委員は、各事業年度の監査計画を立案するほか、社内の重要な会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧により、リスクの把握に努めております。

② 内部監査の状況

当社グループは代表取締役直轄のもと、代表取締役に任命された専任の内部監査室長が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査室長は監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行い、業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。

内部監査室長は監査等委員及び監査法人と定期的に会合を行い、監査の方法や結果について情報交換を行うことで相互連携を図るとともに、監査等委員及び監査法人からの助言等を得て内部監査の充実を図っております。

③ 会計監査の状況

ａ．監査法人の名称

かがやき監査法人

ｂ．継続監査期間

２年間

ｃ．業務を執行した公認会計士

指定社員　業務執行社員　上田　勝久
指定社員　業務執行社員　森本　琢磨

ｄ．会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士８名

ｅ．監査法人の選定方針と理由

「ｆ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価」において記載をしている内容をもとに選定を行っております。

ｆ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価について、公益財団法人日本監査役協会会計委員会が公表した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に評価しております。また、定期的に会計監査人と情報交換し、会計監査人の業務遂行状況を確認しております。

④　監査報酬の内容等

ａ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	23,000	―	24,000	―
連結子会社	―	―	―	―
計	23,000	―	24,000	―

ｂ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(ａ．を除く)

該当事項はありません。

ｃ．監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等から年度監査計画の提示を受け、監査日程、人員数その他の内容について双方協議の上、有効性及び効率性等を総合的に勘案して監査等委員会の同意の得て決定しております。

ｄ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査実績の状況等を確認の結果、報酬額の見積りは妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、当社の取締役の報酬は、確定金額報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（株式報酬）により構成されるものとする。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給することとする。

b 基本報酬（確定金額報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の水準、当社の業績、従業員給与の水準などを合わせて考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

c 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標（KPI）の達成度のランクに応じて、反映した現金報酬とする。目標となる業績指標や計算方法は、適宜、環境の変化に応じて、指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等としては、株式報酬とし、市況や事業の状況、当社戦略に応じて支給を検討する。支給する場合においては、中期経営計画に対する役割および期待値を反映し、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。なお、株式報酬の内容、数の算定方法の決定、株式報酬の付与時期、その他株式報酬に係る内容については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。

d 確定金額報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、各取締役の職責、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

e 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役に対し報酬等を与える時期については、基本報酬および業績連動報酬は月例の固定報酬として月に一度支給する。非金銭報酬等は、その都度取締役会において決定をし、支給する。

報酬等の条件の決定に関しては、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。

f 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役の個人別の確定金額報酬の内容については、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分を加味し、指名・報酬委員会において検討する。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、これを決定する。

取締役の個人別の業績連動報酬等は、各取締役の事業年度ごとの業績指標（KPI）の達成度のランクに応じて、算出し、指名・報酬委員会において検討する。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、これを決定する。

なお、取締役の個人別の株式報酬の内容については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において、その内容を決定する。

ロ．　取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2019年12月24日開催の第11期定時株主総会において年額100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。なお、役員報酬とは別枠で2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、社外取締役を除く当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額300,000千円以内と決議されております。また、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2019年12月24日開催の第11期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会にて決定しております。また、各監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議により決定しております。当事業年度につきましても、かかる過程を経て各取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬を決定しております。

②　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	78,126	51,500	―	―	―	26,626	3
監査等委員(社外取締役を除く。)	6,000	6,000	―	―	―	―	1
社外役員	10,800	10,800	―	―	―	―	3

(注)　1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
　　2．取締役に対する非金銭報酬等の内訳は、株式報酬であります。

③　役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

(5)　【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第５ 【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度(2021年10月１日から2022年９月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年10月１日から2022年９月30日まで)の財務諸表について、かがやき監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年９月30日)	当連結会計年度 (2022年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,612,700	2,228,724
売掛金	2,565,168	※5 1,919,292
その他	130,665	118,563
貸倒引当金	△5,908	△4,296
流動資産合計	4,302,624	4,262,284
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	148,604	218,311
工具、器具及び備品（純額）	101,293	101,517
車両運搬具（純額）	16	0
有形固定資産合計	※2 249,913	※2 319,829
無形固定資産		
ソフトウエア	57,082	57,851
その他	3,275	-
無形固定資産合計	60,358	57,851
投資その他の資産		
関係会社株式	※1 15,161	※1 16,073
差入保証金	152,589	220,603
繰延税金資産	45,126	45,250
その他	8,646	6,600
貸倒引当金	△2,862	△2,862
投資その他の資産合計	218,661	285,665
固定資産合計	528,933	663,346
資産合計	4,831,558	4,925,630

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年９月30日)	当連結会計年度 (2022年９月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1,211,796	1,210,335
未払金	378,064	263,076
未払費用	1,067,376	1,137,164
未払法人税等	221,940	62,167
未払消費税等	351,761	367,057
賞与引当金	84,462	58,335
返金引当金	127	-
返金負債	-	189
その他	58,352	50,364
流動負債合計	3,373,882	3,148,691
固定負債		
長期借入金	10,335	-
資産除去債務	55,004	132,190
固定負債合計	65,339	132,190
負債合計	3,439,222	3,280,881
純資産の部		
株主資本		
資本金	157,590	157,590
資本剰余金	137,590	137,590
利益剰余金	1,161,656	1,357,266
自己株式	△152,306	△152,306
株主資本合計	1,304,530	1,500,140
新株予約権	24,393	49,785
非支配株主持分	63,413	94,823
純資産合計	1,392,336	1,644,749
負債純資産合計	4,831,558	4,925,630

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　2020年10月１日 至　2021年９月30日)	当連結会計年度 (自　2021年10月１日 至　2022年９月30日)
売上高	14,184,491	※1　16,338,109
売上原価	10,933,011	12,704,795
売上総利益	3,251,480	3,633,314
販売費及び一般管理費	※2　2,769,791	※2　3,277,132
営業利益	481,689	356,181
営業外収益		
受取利息及び配当金	38	14
助成金収入	11,542	14,391
持分法による投資利益	1,280	911
その他	843	824
営業外収益合計	13,705	16,143
営業外費用		
支払利息	3,874	5,651
休業手当	8,120	-
その他	950	642
営業外費用合計	12,945	6,293
経常利益	482,449	366,031
特別利益		
新株予約権戻入益	4,423	1,234
特別利益合計	4,423	1,234
特別損失		
本社移転費用	7,606	-
和解金	2,154	-
固定資産除却損	※3　8,637	-
のれん償却額	※4　146,075	-
減損損失	※4　4,347	※4　4,414
特別損失合計	168,821	4,414
税金等調整前当期純利益	318,051	362,851
法人税、住民税及び事業税	234,584	137,954
法人税等調整額	△15,146	△124
法人税等合計	219,438	137,830
当期純利益	98,612	225,020
非支配株主に帰属する当期純利益	29,700	29,410
親会社株主に帰属する当期純利益	68,912	195,610

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2020年10月１日 至　2021年９月30日）	当連結会計年度 （自　2021年10月１日 至　2022年９月30日）
当期純利益	98,612	225,020
包括利益	98,612	225,020
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	68,912	195,610
非支配株主に係る包括利益	29,700	29,410

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自　2020年10月１日　至　2021年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	157,590	137,590	1,092,744	△152,306	1,235,618
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			68,912		68,912
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	68,912	-	68,912
当期末残高	157,590	137,590	1,161,656	△152,306	1,304,530

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	8,846	33,712	1,278,176
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			68,912
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,546	29,700	45,247
当期変動額合計	15,546	29,700	114,159
当期末残高	24,393	63,413	1,392,336

当連結会計年度(自　2021年10月１日　至　2022年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	157,590	137,590	1,161,656	△152,306	1,304,530
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			195,610		195,610
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	195,610	-	195,610
当期末残高	157,590	137,590	1,357,266	△152,306	1,500,140

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	24,393	63,413	1,392,336
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			195,610
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,392	31,410	56,802
当期変動額合計	25,392	31,410	252,412
当期末残高	49,785	94,823	1,644,749

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月１日 至 2021年９月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月１日 至 2022年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	318,051	362,851
のれん償却額	212,782	-
減価償却費	23,482	51,381
固定資産除却損	8,637	-
減損損失	4,347	4,414
持分法による投資損益（△は益）	△1,280	△911
株式報酬費用	19,969	26,626
貸倒引当金の増減額（△は減少）	519	△1,612
賞与引当金の増減額（△は減少）	34,406	△26,126
返金引当金の増減額（△は減少）	△121	-
返金負債の増減額（△は減少）	-	62
受取利息及び受取配当金	△38	△14
支払利息	3,874	5,651
売上債権の増減額（△は増加）	△1,316,095	645,875
未払費用の増減額（△は減少）	353,781	69,788
未払消費税等の増減額（△は減少）	△22,500	15,295
その他	176,254	86,472
小計	△183,930	1,239,753
利息及び配当金の受取額	38	14
利息の支払額	△3,874	△5,651
法人税等の支払額	△18,332	△296,091
営業活動によるキャッシュ・フロー	△206,099	938,025
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△15,725	△213,806
無形固定資産の取得による支出	△22,150	△22,545
資産除去債務の履行による支出	△48,910	△7,693
短期貸付金の回収による収入	273	157
短期貸付けによる支出	△273	△152
長期貸付金の回収による収入	4,458	161
長期貸付けによる支出	-	△305
差入保証金の回収による収入	106,262	2,772
差入保証金の差入による支出	△82,351	△70,786
投資活動によるキャッシュ・フロー	△58,416	△312,197
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（△は減少）	300,000	-
長期借入金の返済による支出	△10,296	△11,796
配当金の支払額	△53	△7
非支配株主からの払込みによる収入	-	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	289,650	△9,803
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	25,134	616,024
現金及び現金同等物の期首残高	1,587,566	1,612,700
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,612,700	※1 2,228,724

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　7社

連結子会社の名称　株式会社キューボグループ
株式会社キューボ
株式会社キャスト
株式会社オプション
株式会社ジョブコラボ
株式会社ウェルネスキャリアサポート
株式会社プレニチュード

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社プレニチュードを連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数　1社

持分法適用会社の名称　株式会社JR西日本キャリア

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で仮決算を行い、その財務諸表を使用しております。

5．会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15年
工具、器具及び備品　５年～10年
車両運搬具　２年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年以内)に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度末に負担すべき額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、収益認識に関する詳細は、（収益認識関係）注記に記載しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

科目名	前連結会計年度 (2021年９月30日)	当連結会計年度 (2022年９月30日)
繰延税金資産	45,126	45,250

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、グループ各社の過年度の業績等に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、グループ各社における翌年度の業績計画等の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジューリングの結果により算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

２．固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

科目名	前連結会計年度 (2021年９月30日)	当連結会計年度 (2022年９月30日)
有形固定資産	54,666	73,402
無形固定資産	52,169	45,147
減損損失	4,347	4,414

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合には、減損の兆候があるものとして、当該資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

回収可能価額は使用価値で算定しております。使用価値は、事業計画等を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを使用しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等に基づく最善の見積により行っておりますが、将来の予測不能な事業環境等の変化によって、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減する収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当該会計基準の適用が連結財務諸表に及ぼす影響はありません。

また、収益認識会計基準を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「返金引当金」は、当連結会計年度の期首より「返金負債」として表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-３項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第７－４項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大により、依然として経済活動が本格的な回復には至っていない状況を鑑み、前連結会計年度の有価証券報告書の（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について、当連結会計年度においても修正を行わず継続して適用いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を見通すことは困難でありますが、当社グループでは、税効果会計や固定資産の減損会計等の会計上の見積もりは、新型コロナウイルス感染症による影響が翌連結会計年度の2023年９月期以降の一定期間に渡り、継続するとの仮定のもと、実施しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の広がりにともなう経済活動への影響等には不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（連結貸借対照表関係）

※１　関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年９月30日)	当連結会計年度 (2022年９月30日)
関係会社株式	15,161千円	16,073千円

※２　有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年９月30日)	当連結会計年度 (2022年９月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	30,945千円	57,951千円

３　当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行（前連結会計年度６行、当連結会計年度５行）と当座貸越契約契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年９月30日)	当連結会計年度 (2022年９月30日)
当座貸越限度額の総額	2,100,000千円	1,800,000千円
借入実行残高	1,200,000	1,200,000
差引額	900,000	600,000

４　保証債務

	前連結会計年度 (2021年９月30日)	当連結会計年度 (2022年９月30日)
株式会社JR西日本キャリア	－千円	12,250千円

※５　売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報（１）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　2020年10月１日 至　2021年９月30日)	当連結会計年度 (自　2021年10月１日 至　2022年９月30日)
給料手当	912,142千円	1,084,198千円
広告宣伝費	472,373	539,327
減価償却費	23,482	29,355
貸倒引当金繰入額	519	△1,612
賞与引当金繰入額	84,462	58,335

※３　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自　2020年10月１日 至　2021年９月30日)	当連結会計年度 (自　2021年10月１日 至　2022年９月30日)
工具、器具及び備品	8,637千円	－千円
計	8,637	－

※４　減損損失

前連結会計年度(自　2020年10月１日　至　2021年９月30日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
新潟支店 (新潟県新潟市中央区)	支店設備等	建物	1,435
熊本支店 (熊本県熊本市中央区)	支店設備等	建物 工具、器具及び備品	1,698 195
鹿児島支店 (鹿児島県鹿児島市)	支店設備等	建物 工具、器具及び備品	820 198
―	その他	のれん	146,075

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として支店を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、当連結会計年度において収益性が著しく低下した上記の地域に所在する支店の固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失4,347千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物3,954千円、工具、器具及び備品393千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、支店の建物、工具、器具及び備品については売却や他への転用が困難であるため、正味売却価額はゼロと算定しております。

資産グループのうち、株式会社キューボグループを連結子会社とした際に計上したのれんについて、事業計画に基づき将来の回収可能性を検討した結果、146,075千円をのれん償却額として、特別損失に計上いたしました。

なお、のれんについては、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第７号）第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。

当連結会計年度(自　2021年10月１日　至　2022年９月30日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
高崎支店 （群馬県高崎市）	支店設備等	建物	1,442
松本支店 （長野県松本市）	支店設備等	建物 工具、器具及び備品	1,342 229
金沢支店 (石川県金沢市)	支店設備等	建物 工具、器具及び備品	1,170 229

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として支店を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、当連結会計年度において収益性が著しく低下した上記の地域に所在する支店の固定資産について、その帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失4,414千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物3,955千円、工具、器具及び備品459千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、支店の建物、工具、器具及び備品については売却や他への転用が困難であるため、正味売却価額はゼロと算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自　2020年10月１日　至　2021年９月30日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,624,320	－	－	8,624,320
合計	8,624,320	－	－	8,624,320
自己株式				
普通株式	118,600	－	－	118,600
合計	118,600	－	－	118,600

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	24,393
合計		－	－	－	－	－	24,393

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2021年10月１日　至　2022年９月30日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,624,320	－	－	8,624,320
合計	8,624,320	－	－	8,624,320
自己株式				
普通株式	118,600	－	－	118,600
合計	118,600	－	－	118,600

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	49,785
合計		－	－	－	－	－	49,785

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自　2020年10月１日 至　2021年９月30日)	当連結会計年度 (自　2021年10月１日 至　2022年９月30日)
現金及び預金勘定	1,612,700千円	2,228,724千円
現金及び現金同等物	1,612,700	2,228,724

２　重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自　2020年10月１日　至　2021年９月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2021年10月１日　至　2022年９月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

未払費用及び未払消費税等は、１年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、関係会社株式(前連結貸借対照表計上額15,161千円、当連結貸借対照表計上額16,073千円)は、市場価格のない株式等であります。

前連結会計年度(2021年９月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	152,589	149,148	△3,440
資産計	152,589	149,148	△3,440
長期借入金(※)	22,131	22,264	133
負債計	22,131	22,264	133

(※) １年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

当連結会計年度(2022年９月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	220,603	207,726	△12,876
資産計	220,603	207,726	△12,876
長期借入金(※)	10,335	10,231	△103
負債計	10,335	10,231	△103

(※) １年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年９月30日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	2,565,168	－	－	－
合計	2,565,168	－	－	－

当連結会計年度(2022年９月30日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	1,919,292	－	－	－
合計	1,919,292	－	－	－

４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年９月30日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金(*)	11,796	10,335	－	－	－	－
合計	11,796	10,335	－	－	－	－

(*) １年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

当連結会計年度(2022年９月30日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金(*)	10,335	－	－	－	－	－
合計	10,335	－	－	－	－	－

(*) １年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

５．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年９月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	207,726	－	207,726
長期借入金	－	10,231	－	10,231

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　2020年10月１日 至　2021年９月30日)	当連結会計年度 (自　2021年10月１日 至　2022年９月30日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	19,969	26,626

2．権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自　2020年10月１日 至　2021年９月30日)	当連結会計年度 (自　2021年10月１日 至　2022年９月30日)
新株予約権戻入益	4,423	1,234

3．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

発行日	第３回新株予約権 (2014年９月25日)	第４回新株予約権 (2018年３月30日)	第７回新株予約権 (2020年12月25日)	第８回新株予約権 (2020年12月25日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　34名	当社従業員　58名	当社取締役　３名	当社取締役　３名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注１)	普通株式 36,640株	普通株式 24,100株	普通株式 215,500株	普通株式 215,500株
付与日	2014年９月25日	2018年３月30日	2020年12月25日	2020年12月25日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日(2016年９月26日)まで継続して勤務していること。	(注２)	(注３)	(注４)
対象勤務期間	自　2014年９月25日 至　2016年９月16日	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2016年９月17日 至　2024年９月16日	自　2020年３月31日 至　2027年３月30日	自　2023年12月１日 至　2030年12月23日	自　2024年12月１日 至　2030年12月23日

(注) 1．株式数に換算して記載しております。なお、2015年12月４日の株式分割(１株につき10株の割合)、2017年４月１日の株式分割(１株につき２株の割合)及び2018年１月１日付の株式分割(１株につき２株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2．新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査等委員または従業員のいれずかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査等委員の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社または当社子会社の取締役、監査等委員または従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

3　新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

4．①　2021年９月期から2023年９月期の有価証券報告書に記載された当社グループの連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における合計の営業利益が下記に掲げる各金額以上となった場合に限り、行使することができる。行使可能な本新株予約権の個数は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する本新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。
営業利益が426百万円未満の場合：行使できないものとする
営業利益が426百万円以上568百万円未満の場合：割当個数の60%
営業利益が568百万円以上710百万円未満の場合：割当個数の80%
営業利益が710百万円以上の場合：割当個数の100%

②　上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で認めた場合はこの限りではないものとする。

③　新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年９月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

発行日	第３回新株予約権 (2014年９月25日)	第４回新株予約権 (2018年３月30日)	第７回新株予約権 (2020年12月25日)	第８回新株予約権 (2020年12月25日)
権利確定前　　(株)				
前連結会計年度末	―	―	215,500	215,500
付与	―	―	―	―
失効	―	―	―	―
権利確定	―	―	―	―
未確定残	―	―	215,500	215,500
権利確定後　　(株)				
前連結会計年度末	2,880	4,300	―	―
権利確定	―	―	―	―
権利行使	―	―	―	―
失効	1,600	1,200	―	―
未行使残	1,280	3,100	―	―

(注)　2015年12月４日付の株式分割(１株につき10株の割合)、2017年４月１日付の株式分割(１株につき２株の割合)及び2018年１月１日付の株式分割(１株につき２株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

②　単価情報

発行日	第３回新株予約権 (2014年９月25日)	第４回新株予約権 (2018年３月30日)	第７回新株予約権 (2020年12月25日)	第８回新株予約権 (2020年12月25日)
権利行使価格　(円)	250	3,910	363	363
行使時平均株価(円)	―	―	―	―
付与日における公正な評価単価　　(円)	―	1,028	204	210

(注)　2015年12月４日付の株式分割(１株につき10株の割合)、2017年４月１日付の株式分割(１株につき２株の割合)及び2018年１月１日付の株式分割(１株につき２株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法を採用しております。

５．ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①　当連結会計年度末における本源的価値の合計額　96千円

②　当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額　―千円

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年９月30日)	当連結会計年度 (2022年９月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,629千円	4,586千円
未払事業所税	2,755	4,459
賞与引当金	25,862	17,862
減価償却超過額	3,117	3,921
貸倒引当金	1,795	1,795
資産除去債務	16,842	38,952
フリーレント賃借料	―	5,646
関係会社株式	82,116	82,116
新株予約権	7,468	15,244
税務上の繰越欠損金	15,715	36,416
その他	2,074	3,703
繰延税金資産小計	166,378	214,704
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△15,715	△34,760
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△90,141	△97,062
評価性引当額小計	△105,856	△131,823
繰延税金資産合計	60,521	82,881
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△15,395	△37,630
繰延税金負債計	△15,395	△37,630
繰延税金資産の純額	45,126	45,250

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年９月30日)	当連結会計年度 (2022年９月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.83	4.60
住民税均等割	2.96	3.19
留保金課税	6.63	4.26
繰越欠損金	1.43	5.25
のれん償却	20.28	―
持分法による投資損益	△0.12	―
関係会社株式評価損	△25.82	―
評価性引当額の増減	27.51	1.93
人材確保等促進税制	―	△10.87
その他	2.68	△1.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.99	37.98

３．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年９月30日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損金(a)	―	―	―	―	―	15,715	15,715
評価性引当額	―	―	―	―	―	15,715	15,715
繰延税金資産	―	―	―	―	―	―	―

(a)　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年９月30日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損金(b)	―	―	―	―	2,237	34,178	36,416
評価性引当額	―	―	―	―	2,237	32,523	34,760
繰延税金資産	―	―	―	―	―	1,655	1,655

(b)　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から個別に見積もり、割引率は当該使用期間に応じて算定し、資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　2020年10月１日 至　2021年９月30日）	当連結会計年度 （自　2021年10月１日 至　2022年９月30日）
期首残高	55,136千円	55,004千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	29,480	83,505
時の経過による調整額	199	356
資産除去債務の履行による減少額	△29,810	△6,675
期末残高	55,004	132,190

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自　2021年10月１日　至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	シニアワーク事業	シニアケア事業	合計
顧客との契約から生じる収益	4,390,841	11,947,268	16,338,109

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①　シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との２つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。人材派遣サービスについては、当社グループと雇用契約を締結したスタッフが、当社グループの従業員として、契約で定められた期間、派遣先企業で就業する事業となります。履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて売上を計上しております。人材紹介サービスにおける職業安定法に基づく有料職業紹介については、通常、応募者の顧客への入社の事実を以て基本的な履行義務が充足されると判断しており、応募者の顧客への入社により顧客との契約において約束された応募者の想定年収等を基にした金額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な差異が生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。また、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。なお、対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②　シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。人材派遣サービスについては、当社グループと雇用契約を締結したスタッフが、当社グループの従業員として、契約で定められた期間、派遣先企業で就業する事業となります。履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて売上を計上しております。人材紹介サービスにおける職業安定法に基づく有料職業紹介については、通常、応募者の顧客への入社の事実を以て基本的な履行義務が充足されると判断しており、応募者の顧客への入社により顧客との契約において約束された応募者の想定年収等を基にした金額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な差異が生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。また、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。なお、対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,565,168
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,919,292

(注)連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」として計上しております。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自　2020年10月１日　至　2021年９月30日)

１．製品及びサービスごとの情報

	シニアワーク事業 (千円)	シニアケア事業 (千円)	合計 (千円)
外部顧客への売上	3,903,814	10,280,676	14,184,491

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がいないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自　2021年10月１日　至　2022年９月30日)

１．製品及びサービスごとの情報

	シニアワーク事業 (千円)	シニアケア事業 (千円)	合計 (千円)
外部顧客への売上	4,390,841	11,947,268	16,338,109

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自　2020年10月１日　至　2021年９月30日)

当社グループは、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自　2021年10月１日　至　2022年９月30日)

当社グループは、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自　2020年10月１日　至　2021年９月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2021年10月１日　至　2022年９月30日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自　2020年10月１日　至　2021年９月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2021年10月１日　至　2022年９月30日)

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2020年10月１日 至　2021年９月30日）	当連結会計年度 （自　2021年10月１日 至　2022年９月30日）
１株当たり純資産額	153.37円	176.37円
１株当たり当期純利益金額	8.10円	23.00円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	8.10円	23.00円

（注）１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2020年10月１日 至　2021年９月30日）	当連結会計年度 （自　2021年10月１日 至　2022年９月30日）
１株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	68,912	195,610
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	68,912	195,610
普通株式の期中平均株式数(株)	8,505,720	8,505,720
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	―	―
普通株式増加数(株)	1,212	842
（うち新株予約権(株)）	(1,212)	(842)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2018年（第４回） 2020年（第７回） 2020年（第８回） ストック・オプション なお、概要は注記事項（ストック・オプション等関係）に記載のとおりであります。	2018年（第４回） 2020年（第７回） 2020年（第８回） ストック・オプション なお、概要は注記事項（ストック・オプション等関係）に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,200,000	1,200,000	0.46	―
１年以内に返済予定の長期借入金	11,796	10,335	0.73	―
１年以内に返済予定のリース債務	―	―	―	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)	10,335	―	―	―
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)	―	―	―	―
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	1,222,131	1,210,335	―	―

(注) １．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内 (千円)	２年超３年以内 (千円)	３年超４年以内 (千円)	４年超５年以内 (千円)
長期借入金	―	―	―	―

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	3,450,054	7,628,632	11,989,947	16,338,109
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	59,834	263,003	400,831	362,851
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(千円)	23,291	150,761	215,732	195,610
１株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2.74	17.72	25.36	23.00

(会計期間)	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額(△)(円)	2.74	14.99	7.64	△2.37

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年９月30日)	当事業年度 (2022年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,078,150	1,609,979
売掛金	※1 2,080,424	※1 1,693,806
前払費用	85,026	71,922
関係会社短期貸付金	212,500	-
その他	※1 87,768	※1 19,584
貸倒引当金	△3,000	△3,000
流動資産合計	3,540,869	3,392,293
固定資産		
有形固定資産		
建物	59,609	82,641
工具、器具及び備品	23,621	23,890
減価償却累計額	△28,563	△33,128
有形固定資産合計	54,666	73,402
無形固定資産		
ソフトウエア	52,169	45,147
無形固定資産合計	52,169	45,147
投資その他の資産		
関係会社株式	132,684	215,684
差入保証金	120,553	188,331
破産更生債権等	2,862	2,862
長期前払費用	5,329	3,429
関係会社長期貸付金	295,000	614,000
繰延税金資産	39,805	40,931
その他	10	10
貸倒引当金	△2,862	△2,862
投資その他の資産合計	593,383	1,062,386
固定資産合計	700,219	1,180,935
資産合計	4,241,088	4,573,229

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年９月30日)	当事業年度 (2022年９月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1,200,000	1,200,000
未払金	※1 129,012	※1 230,326
未払費用	932,991	981,793
未払法人税等	177,101	57,610
未払消費税等	269,721	316,078
預り金	44,332	36,367
賞与引当金	66,673	47,412
返金引当金	127	-
返金負債	-	189
その他	436	429
流動負債合計	2,820,397	2,870,207
固定負債		
資産除去債務	55,004	82,497
固定負債合計	55,004	82,497
負債合計	2,875,402	2,952,705
純資産の部		
株主資本		
資本金	157,590	157,590
資本剰余金		
資本準備金	137,590	137,590
資本剰余金合計	137,590	137,590
利益剰余金		
利益準備金	5,000	5,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,193,418	1,422,864
利益剰余金合計	1,198,418	1,427,864
自己株式	△152,306	△152,306
株主資本合計	1,341,292	1,570,738
新株予約権	24,393	49,785
純資産合計	1,365,686	1,620,523
負債純資産合計	4,241,088	4,573,229

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月１日 至 2021年９月30日)	当事業年度 (自 2021年10月１日 至 2022年９月30日)
売上高	※1 12,351,247	※1 14,004,717
売上原価	9,618,599	10,874,979
売上総利益	2,732,648	3,129,737
販売費及び一般管理費	※2 2,285,928	※2 2,796,758
営業利益	446,719	332,979
営業外収益		
受取利息	※1 1,555	※1 2,778
助成金収入	10,906	14,180
その他	483	625
営業外収益合計	12,945	17,584
営業外費用		
支払利息	3,727	5,566
休業手当	8,120	-
その他	950	642
営業外費用合計	12,798	6,208
経常利益	446,866	344,355
特別利益		
新株予約権戻入益	4,423	1,234
特別利益合計	4,423	1,234
特別損失		
本社移転費用	7,606	-
和解金	2,154	-
固定資産除却損	8,637	-
関係会社株式評価損	268,179	-
減損損失	4,347	4,414
特別損失合計	290,924	4,414
税引前当期純利益	160,365	341,176
法人税、住民税及び事業税	184,359	112,856
法人税等調整額	△11,589	△1,125
法人税等合計	172,769	111,730
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,403	229,445

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2020年10月１日　至　2021年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,205,822	1,210,822
当期変動額						
当期純損失（△）					△12,403	△12,403
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	△12,403	△12,403
当期末残高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,193,418	1,198,418

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△152,306	1,353,696	8,846	1,362,542
当期変動額				
当期純損失（△）		△12,403		△12,403
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			15,546	15,546
当期変動額合計	-	△12,403	15,546	3,143
当期末残高	△152,306	1,341,292	24,393	1,365,686

当事業年度(自　2021年10月１日　至　2022年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,193,418	1,198,418
当期変動額						
当期純利益					229,445	229,445
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	229,445	229,445
当期末残高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,422,864	1,427,864

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△152,306	1,341,292	24,393	1,365,686
当期変動額				
当期純利益		229,445		229,445
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			25,392	25,392
当期変動額合計	-	229,445	25,392	254,837
当期末残高	△152,306	1,570,738	49,785	1,620,523

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15年

工具、器具及び備品　５年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年以内)に基づいております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、主に人材派遣サービス、人材紹介サービスを行っており、人材派遣サービスについては、履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されると判断し、収益を認識しております。また、人材紹介サービスについては応募者の顧客への入社の事実を以て基本的な履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

科目名	前事業年度 (2021年９月30日)	当事業年度 (2022年９月30日)
関係会社株式	132,684	215,684
関係会社株式評価損	268,179	―

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化又は超過収益力の減少により実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理する方針としております。

② 主要な仮定

関係会社株式の評価は将来の事業計画に基づく回収可能性を基礎としております。新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を見通すことは困難でありますが、当社グループにおいては新型コロナウイルスの感染拡大の状況及びワクチンの普及率等の複数の外部情報に基づき、収束までにかかる期間の想定を当事業年度末から一定期間(１～２年間)をかけて新型コロナウイルス感染症の影響から回復するとの仮定をおき会計上の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

不確実性の極めて高い環境下にあり、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等の見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の各関係会社の損益が悪化した場合には、翌事業年度の財務諸表の損益に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減する収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当該会計基準の適用が財務諸表に及ぼす影響はありません。

また、収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「返金引当金」は、当事業年度の期首より「返金負債」として表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-３項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大により、依然として経済活動が本格的な回復には至っていない状況を鑑み、前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について、当事業年度においても修正を行わず継続して適用いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を見通すことは困難でありますが、当社では、税効果会計や固定資産の減損会計等の会計上の見積もりは、新型コロナウイルス感染症による影響が翌事業年度の2023年９月期以降の一定期間に渡り、継続するとの仮定のもと、実施しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の広がりにともなう経済活動への影響等には不確定要素も多いため、想定に変化が生じた場合、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表関係）

※１　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年９月30日)	当事業年度 (2022年９月30日)
短期金銭債権	82,029千円	9,147千円
短期金銭債務	17,707	15,624

２　当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行（前事業年度６行、当事業年度５行）と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年９月30日)	当事業年度 (2022年９月30日)
当座貸越限度額の総額	2,100,000千円	1,800,000千円
借入実行残高	1,200,000	1,200,000
差引額	900,000	600,000

３　保証債務

	前事業度 (2021年９月30日)	当事業度 (2022年９月30日)
株式会社JR西日本キャリア	－千円	12,250千円

(損益計算書関係)

※１　関係会社取引高

	前事業年度 (自　2020年10月１日 至　2021年９月30日)	当事業年度 (自　2021年10月１日 至　2022年９月30日)
営業取引による取引高	107,284千円	110,394千円
営業取引以外の取引高	1,544	2,769

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度14.6%、当事業年度15.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度85.4%、当事業年度84.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2020年10月１日 至　2021年９月30日)	当事業年度 (自　2021年10月１日 至　2022年９月30日)
給与手当	751,973千円	898,217千円
広告宣伝費	335,725	443,552
地代家賃	165,080	175,881
減価償却費	21,317	24,909
貸倒引当金繰入額	△1,621	－
賞与引当金繰入額	66,673	47,412
業務委託費	184,773	306,644

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年９月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式132,684千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年９月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式215,684千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年９月30日)	当事業年度 (2022年９月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,629千円	4,586千円
未払事業所税	2,755	4,459
賞与引当金	20,415	14,517
減価償却超過額	3,099	3,498
貸倒引当金	1,795	1,795
フリーレント賃借料	―	5,646
関係会社株式	82,116	82,116
資産除去債務	16,684	23,736
新株予約権	7,469	15,244
その他	2,231	3,703
繰延税金資産小計	145,197	159,304
評価性引当額	△89,996	△95,925
繰延税金資産合計	55,201	63,379
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△15,395	△22,447
繰延税金負債合計	△15,395	△22,447
繰延税金資産純額	39,805	40,931

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年９月30日)	当事業年度 (2022年９月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.62	4.89
住民税均等割	4.85	2.78
留保金課税	13.14	4.53
評価性引当額の増減	54.69	1.74
人材確保等促進税制による税額控除	―	△11.56
その他	△1.19	△0.25
税効果会計適用後の法人税等の負担率	107.73	32.75

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	50,865	33,920	9,067 (3,955)	5,118	70,599	12,041
	工具、器具及び備品	3,801	1,088	459 (459)	1,627	2,803	21,086
	計	54,666	35,008	9,526 (4,414)	6,745	73,402	33,128
無形固定資産	ソフトウエア	52,169	11,141	―	18,163	45,147	―
	計	52,169	11,141	―	18,163	45,147	―

(注) 1．当期減少額の(　)内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

（単位：千円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5,862	―	―	5,862
賞与引当金	66,673	47,412	66,673	47,412
返金引当金	127	―	127	―

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６　【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月１日から翌年９月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３カ月以内
基準日	毎年９月30日
剰余金の配当の基準日	毎年３月31日 毎年９月30日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	―
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむ得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載ＵＲＬ https://careergift.co.jp/
株主に対する特典	なし

（注）　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度　第13期(自　2020年10月１日　至　2021年９月30日)2021年12月23日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2021年12月23日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書
第14期第１四半期(自　2021年10月１日　至　2021年12月31日)2022年２月14日関東財務局長に提出
第14期第２四半期(自　2022年１月１日　至　2022年３月31日)2022年５月16日関東財務局長に提出
第14期第３四半期(自　2022年４月１日　至　2022年６月30日)2022年８月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書
2021年12月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年12月22日

株式会社キャリア
　取締役会　御中

かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　　上　　田　　勝　　久

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　　森　　本　　琢　　磨

＜財務諸表監査＞

監査意見

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャリアの2021年10月１日から2022年９月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリア及び連結子会社の2022年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

　監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
会社及び連結子会社は当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産319,829千円、無形固定資産57,851千円を計上しており、総資産の7.6%を占めている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載しているとおり、減損の兆候がある場合には当該固定資産から生じる割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を検討する。 その結果、減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで切り下げることとなるが、減損の兆候の判定を誤った場合、必要な減損損失の認識がなされない可能性がある。 以上から、当監査法人は、固定資産に係る減損の兆候に関する判定の正確性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、減損の兆候に関する判定の正確性を検証するため、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 固定資産の減損の兆候に関する判定の正確性に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 固定資産の減損の兆候に関する判定の正確性の検証 固定資産の減損の兆候に関する判定の正確性の検証において、以下を含む手続を実施した。 ・減損兆候判定資料における各資産グループの営業損益及び固定資産の帳簿残高と会計帳簿との突合 ・減損兆候判定資料における本社費の配賦方法の合理性の検討及び配賦された本社費の再計算 ・減損兆候判定資料に基づく減損の兆候がある資産グループの網羅性の検証 ・取締役会議事録や稟議書の閲覧による資産グループに減損の兆候を示唆する事業環境等の変化又は重要な意思決定の有無の確認

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キャリアの2022年９月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社キャリアが2022年９月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・　財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　１．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月22日

株式会社キャリア
　取締役会　御中

かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　上　田　勝　久

指定社員
業務執行社員　公認会計士　森　本　琢　磨

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャリアの2021年10月１日から2022年９月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリアの2022年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、人材派遣事業を営んでおり、７社の連結子会社及び１社の持分法適用会社によって企業グループを組成しており、当事業年度末の貸借対照表において関係会社株式を215,684千円計上している。 関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としているが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理することとしている。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められており、実質価額が著しく低下しているものの、将来の事業計画に基づいて実質価額の回復が十分可能であると判断する場合には関係会社株式の評価損は計上していない。 回復可能性の判断は、各社の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、店舗や施設ごとの売上高、売上原価及び人件費率等である。上記の主要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価の検討について、主として以下の監査手続を実施した。 各関係会社の取得価額と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。 また、実質価額が著しく低下している関係会社の純資産の回復可能性を確認するために、以下の手続を実施した。 ・将来の事業計画について取締役会で承認された予算との整合性の検証 ・事業計画の基礎となる予算の作成にあたって採用された主要な仮定の合理性評価のため、その根拠についての経営者に対する質問 ・主要な仮定である店舗や施設ごとの売上高、売上原価及び人件費率等について、契約獲得見込の分析による合理性の評価 ・事業計画に対して織り込むべき不確実性についての検討

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
　　2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。